

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れについて

東芝企業年金基金（以下、「基金」という）は、アセットオーナーとして、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）に賛同し、受入れることを表明します。

原則 1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

○ 基金は、年金の積立金の運用において、法令等の定めにより策定した「運用の基本方針」等に基づき加入者・受給者等の受益者の利益のため、運用目的、運用目標及び運用方針等を定め、長期的な観点から安全かつ効率的に運用を行っています。また、運用目標及び運用方針等は、策定時の諸条件が変化した場合など、必要に応じて見直しを行います。

原則 2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

○ 基金は、運用に関する専門人材の登用・育成等について、市場の変化などに対応できるようにするため、適切な資質を有する人材の登用や外部専門機関が実施する研修への参加などを通じた人材育成を図り、必要な人材を確保します。また、基金の理事会を補佐し、運用に関わる重要事項を審議する諮問機関として、母体企業の役員等で構成される資産運用委員会を設置するなど、体制整備を実施しています。必要に応じて、運用コンサルタント等の外部知見を積極的に活用し、運用の高度化に努めています。

原則 3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

- 基金は、運用委託先の選定にあたっては、受益者の利益の観点から最適な運用委託先を選定するため、定量的評価および定性的評価による総合的な評価を実施しています。また、リスク管理について、投資対象資産、委託先、運用スタイル・手法等の適度な分散を図るとともに、運用開始後は定期的な評価やモニタリングを行い、それらを踏まえて必要な見直しを行うことで、安全かつ効率的な運用に努めています。

原則 4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

- 基金は、受益者に対する説明責任を果たすため、年金資産の運用概況等について基金のウェブサイトを通じて情報提供を実施しています。

原則 5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

- 基金は、受益者のために運用目標の実現を図るに当たり、運用委託先のスチュワードシップ活動を通じて投資先企業の企業価値向上や持続的成長を図っております。その際、運用委託先のスチュワードシップ活動を促し、その活動を効率的かつ実効的にモニタリングするため、企業年金スチュワードシップ推進協議会に入会し、協働モニタリング（複数の企業年金と協働して運用機関のスチュワードシップ活動をモニタリングする取組）を行います。

以上